

## 新たな集合訴訟制度の訴訟追行主体についての意見

2011年（平成23年）6月3日

日本弁護士連合会

当連合会は2011年（平成23年）5月13日付け「集団的消費者被害救済制度の検討にあたっての意見」を取りまとめ、同年5月27日の集団的消費者被害救済制度専門調査会に提出した。同意見2．において述べた「訴訟追行主体」の具体的要件について、下記のとおりとすることを提案する。

### 記

#### 第1 訴訟追行主体

新たな集合訴訟の訴訟追行主体は、以下のとおりとする。

- (1) 適格消費者団体。
- (2) 相当数の対象消費者等（対象消費者の家族や支援者を含む。）によって構成される団体であって、複数の弁護士に訴訟行為を委任している等、以下の要件を満たすもの。

人数：構成員の過半数が対象消費者であり、かつ対象消費者である構成員が50名以上であること。

組織性：契約又は規約により被害の回復を目的として含むものとして結合する被害消費者の集団であって、法人格を有するか民事訴訟法上当事者能力を認められる法人格なき社団と認められる程度の組織性を有すること。但し、離脱の自由が確保されていることを要する。

不適格な構成員がないこと：構成員の中に、(イ)被告と利害関係のある者及び(ロ)反社会的勢力が含まれていないこと。

訴訟代理人弁護士の人数：3名以上。

訴訟代理人弁護士の適格要件：(イ)訴訟代理人弁護士全員が過去3年間において弁護士会の懲戒処分を受けていないこと、(ロ)訴訟代理人弁護士のうち3名以上が弁護士実務経験5年以上であること、(ハ)消費者被害救済集合訴訟について弁護士会が定める研修を受けていること。受訴裁判所は、(イ)(ロ)(ハ)について日本弁護士連合会の確認を求めることができる。

訴訟代理人弁護士は、遅くとも訴え提起時までに受任の条件の要旨をインターネット上などで公表しなければならない。また、当該団体におい

て構成員との間で会費もしくは清算金等の財産的利益の供与ないし提供がなされることとされている場合には、その条件の要旨についても同様の条件で公表しなければならない。

訴訟代理人弁護士は、依頼者等関係者のプライバシーに最大限配慮しつつ、訴訟追行の内容を適切な方法で公表しなければならない。

## 第2 一定の被害者団体を訴訟追行主体と認めることの補足説明

### 1 考え方

集合訴訟の訴訟追行主体が行なう訴訟行為は、多数の被害消費者の権利利益に直接間接に影響を及ぼす可能性があるため、適切な訴訟追行が期待できる一定の主体に限定して認めることが望ましい。この点で、現在の適格消費者団体を訴訟追行主体として認めることが適切である。

しかしながら、今後適格消費者団体が増加したとしても、新たな集合訴訟制度を利用して提起されるべき全ての集合訴訟事案に対応することは困難であり、そのことがネックとなって多数消費者被害の救済が実効的に図れないとすれば、新たな集合訴訟を導入する意味が大いに減殺されることとなる。

そこで、適格消費者団体にある程度準ずる主体であって、多数消費者被害の集合的損害賠償訴訟を適確に遂行できるものと認められるものにも、訴訟追行主体となる道を制度上残しておくべきである。この観点から、一定数の被害消費者からなる被害者の集団であって、法人格を有するか代表の定めや集団的意思決定の方法等の組織的要件を満たす場合には、それが一定の条件を満たす弁護士によって代理されていることを条件として、適格消費者団体に準ずるものとして、当該被害案件に限り、集合訴訟の訴訟追行主体と認めることとすべきである。

もとより、他人の権利とともに自分の権利も行使する被害者自身は、理論的には本来的に当該被害案件については集合訴訟の訴訟追行の適格性があるともいえるのであり、これに一定の団体性及び適切な弁護士による代理の条件が加われば、集合権利訴訟の追行という点において、適格消費者団体に準ずるものということができる。

### 2 組織性

第一段階（共通争点段階）は、多数の対象消費者が被害を被ったことを前提に、訴訟追行主体が共通争点について審判を求めるものであり、従って、被害を受けたとする消費者単独でも第一段階の訴訟追行者となることも理論的にはありうるかもしれない。しかしながら、上記のとおり、集合訴訟の訴訟追行主体が行なう訴訟行

為は、多数の被害消費者の権利利益に直接間接に影響を及ぼす可能性があるため、適切な訴訟追行が期待できる一定の主体に限定して認めることが望ましいことから、当該被害案件について適格消費者団体に準ずると認められる被害消費者の集団に限り、訴訟追行主体性を認めるべきであると考えられる。実質的にも、多数の対象消費者が被害者として後に訴訟に参加してくることが第一段階の提訴時にある程度現実に見込まれることが集合訴訟として必要であると考えられ、またそれが濫訴の防止につながると考えられる。以上より、一定数以上の被害消費者によって構成される被害者団体であって、法人格を有するもの又は訴訟法上当事者能力を認められる法人格なき社団<sup>1</sup>と認められる程度の組織性を有するものが原告となり、かつ一定の組織性を持って第一段階の提訴を行なうことを要件とした（ ）。

「一定数」は、当該具体的被害案件についてのみ適格性を認めることに鑑み、適格消費者団体における社員数の一定の目安とされる100名以上（「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」消費者庁企画課）の半数となる50名以上としたが、なお検討の余地がある。例えば、50名に満たない数であっても、対象消費者（一定の多数性の要件を満たすことは前提となる。）の過半数でも、当該被害案件についての一定の「代表性」があるものと考えられるので、「一定数」の要件を満たすこととするとも考えられる。

第一段階で訴訟追行主体となる複数の被害者が、対象消費者全体の中の典型的あるいは平均的な被害者であるといういわゆる「典型請求性」の要件は課していない。第一段階は、共通争点についての審理を行なうのであるから、訴訟追行主体も他の対象消費者も共通争点については定義上共有しているはずであり、違いがあるとすれば個別争点についてである。第一段階の訴訟追行主体性の判断の中で、第二段階の個別争点まである程度見通した「典型請求性」を認定するとの考え方もありうる場所である。しかしながら、そうすると訴訟追行主体性の認定が重いものとなるおそれがある。

当該団体の構成員に被告事業者と利害関係を有する者がいないことや反社会的勢力がないことを要件として、消費者被害救済のための団体としての適正性を確保することを図る（ ）。具体的な判断方法としては、利害関係については当該団体の構成員から誓約書を提出させること等が考えられるが、被告側からのチェック

---

1 民事訴訟法第29条。判例によれば、団体としての組織が備えられていること、団体が構成員から独立していること、団体としての運営方法が確定していることがあげられている（最高裁昭和42年10月19日判決等）。これに加えて、民事訴訟法第29条は、代表者又は管理人の定めがあることを要求している。

も期待できる。反社会的勢力との関係については、警察庁長官への意見照会を可能とすること等により対応することとなる。

### 3 訴訟代理人弁護士

訴訟追行主体は、多数の潜在的対象消費者の権利を事実上代表して請求するものであること、及び第二段階においても多数の参加申出者を代表し又はそれらの者との間の利害調整を図る役割を担うことが多いと考えられることから、第一段階及び第二段階の訴訟を現実にも適確に追行するためには、訴訟代理人たる弁護士の力量に負うところが大きい。従って、適格性を有する一定数以上の弁護士を共同の訴訟代理人として委任することを要件とした（ ）。

訴訟代理人弁護士の人数は、3人以上とした。

訴訟代理人弁護士の適格性については、懲戒歴や経験年数（（イ）（ロ））のほか、弁護士会が定める研修を受講することとし（（ハ））、受訴裁判所は上記（イ）（ロ）（ハ）について日本弁護士連合会に確認を求めることができるものとした。

なお、このような訴訟代理人弁護士についての要件を課すことは、本制度による集合訴訟に限り、弁護士強制主義をとることを前提とすることになる。弁護士強制主義を民事訴訟に採用することについては、現段階でさまざまな意見があるところではあるが、事件の種類、訴訟活動の内容等を考慮し、典型的に複雑性・困難性を有する一定の訴訟類型に限定して弁護士強制を導入することは合理性があると考えられる。本制度による集合訴訟は、多数の被害消費者の権利利益に係るものであり、共通争点段階及び個別争点段階いずれにおいても訴訟活動及び多数の依頼者との関係についての一定の熟達性が要求されるものであるものであって、このような観点から弁護士強制とすることが相当である。もともと本制度は、個々の被害消費者が共通争点について弁護士を依頼して訴訟を追行することが困難であることと鑑み、導入が検討されているものであり、制度設計自体弁護士強制になじみやすいものである。

### 4 その他

訴訟追行主体と認められた被害者団体の訴訟代理人弁護士には、受任の条件の要旨についての公表義務及び訴訟追行内容についての公表義務を課し、委任関係及び訴訟追行の適正性、透明性を担保することを図る（ ）。また、被害者団体と構成員との間において、金銭授受等がなされることが予定されている場合においては、この条件についても公表義務を課することによって、同様に訴訟追行の適正性、透

明性を担保することを図る。

以上